

旭大橋高架下（自動車駐車場、自転車駐車場、広場、公園、運動場）  
入札占用指針

1. 概要

(1) 入札対象施設

道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第9号に定める自動車駐車場、自転車駐車場、広場、公園、運動場

(2) 道路の占用の場所

- ① 路線名 一般県道 長崎式見港線
- ② 所在地 長崎県長崎市尾上町12番1地先
- ③ 占用面積 4,101 m<sup>2</sup>（別添「占用平面図」参照）

(3) 道路の占用にあたっての注意事項

- ① 現在設置している出入口は交差点と接しており、車両出入口として使用できません。  
このため、道路管理者にて別添「占用平面図」のとおり移設を行うこととします。  
なお、移設後の車両出入口は左折イン、左折アウトとなります。
- ② 当該区域の合理的な活用を図るため区域全体の占用を希望しますが、土地形状等の理由による一部区域の占用計画を認めます。ただし、全面積（4,101 m<sup>2</sup>）に対し、占用計画における面積の割合が著しく低く、土地活用を図るうえで適切ではないと判断した場合は下記2（1）により入札参加資格を付与しないことがあります。
- ③ 当該区域内に上記1（1）に掲げる自動車駐車場、自転車駐車場、広場、公園、運動場に付帯する事務所等の「建築物」の占用計画を認めますが、その占用面積にかかる占用料の額は別途、長崎県道路占用料徴収条例（以下、「条例」）に定める額で算出されます。

(4) 道路の機能又は道路交通環境の維持を図るために入札対象施設等の設置に伴い求める措置

- ① 当該区域内およびその近傍における道路の維持管理として、日常的な点検、清掃、除草、防犯活動、放置自転車対策等を行ってください。
- ② 不法投棄や落書き等の異常を発見した場合は適切に処理するとともに速やかに道路管理者へ報告してください。

(5) 占用料（m<sup>2</sup>単価・年）の額の最低額

最低額は令和6年度中の条例で定める額となりますが、現在、改定作業中のため、改めて令和6年3月22日（予定）に最低額を記載のうえ、修正後の当指針を県ホームページ（TOP⇒入札・調達情報⇒施設売却・貸付等）に掲載しますので必ずご確認ください。

なお、以下は令和5年度中の条例に定める額となります。

【参考】令和5年度中の条例に定める額

4,188 円（m<sup>2</sup>単価・年）

占用料の額	=	(入札単価) 入札額 / m <sup>2</sup> ・年	×	(占用面積) 4,101 m <sup>2</sup> 以内	×	(期間) 占用期間に応じた割合
-------	---	-----------------------------------	---	-----------------------------------	---	--------------------

※100円未満の端数は切り上げ

## (6) 道路の占用の開始日 (予定)

令和6年5月20日 (月)

## (7) 認定の有効期間 (予定)

令和6年5月20日から令和7年3月31日まで316日間

## 2. 占用入札参加資格

- (1) 入札占用計画が、入札占用指針に照らし適切なものであること
- (2) 入札対象施設等のための道路の占用が、道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかなものでないこと
- (3) 入札占用計画の提出者（提出者が法人又は団体である場合は役員その他経営に実質的に関与している者を含む。）が次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと
  - ① 道路占用許可の手続を履行する能力を有しないと道路管理者が認めるとき
  - ② 道路の占用についての占用料を納める能力を有しないと道路管理者が認めるとき
  - ③ 法第71条第1項の規定に基づく監督処分を受けて是正がなされていないとき
  - ④ 法第73条第1項の規定に基づく督促状により督促をしているとき
  - ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
  - ⑥ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者の損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - ⑦ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
  - ⑨ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - ⑩ その者に道路を占用させることが、公序良俗に反し、社会通念上不相当であると道路管理者が認めるとき

なお、道路の占用に当たって道路交通法第77条第1項の規定による道路使用許可が必要になる場合は、提出された入札占用計画を基に、施設の配置計画や工事施工の際の道路の規制方法等について、長崎警察署と協議を行います。長崎警察署への事前相談、お問い合わせはおやめください。

## 3. 入札占用計画の作成等

### (1) 入札占用計画の作成要領

入札占用計画等を様式1～5（A4判）により、下記に従って作成してください。

様式	留意事項
入札占用計画 (様式1)	<ol style="list-style-type: none"><li>① 「占用計画期間」の欄には、本入札占用指針に定められた認定の有効期間内において占用を希望する期間を記載願います。</li><li>② 添付資料として、道路の占用の場所、設置する施設等の構造、工事の実施方法、工事中の安全対策等を明らかにした図面等を作成してください。</li></ol>

入札対象施設等の設置に伴い必要となる清掃その他の措置（様式2）	① 施設等の維持管理、安全対策等の実施体制、方法等を記載願います。 ② 日常的な占用区域内の清掃等について、実施体制、方法等を記載願います。 ※その他、道路の管理に資する取組があれば記載願います。
法人概要（様式3）	直近の「損益計算書」、「貸借対照表」「法人登記履歴全部証明書」を添付してください。
災害等非常時における連絡体制（様式4）	占用予定者（代表者、現場管理者、施設管理者等）及び工事請負予定事業者（工事責任者、現場監督者等）から道路管理者への連絡体制図を記載願います。
暴力団排除に関する誓約書（様式5）	記載事項を確認の上、氏名等を記載願います。

## （2）入札占用計画の提出期限、場所及び方法

### ① 提出期限

令和6年4月12日（金） 午後5時まで【必着】

### ② 提出先

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

長崎県土木部 道路維持課 管理班 （電話 095-894-3142）

### ③ 提出方法

上記②へ持参又は送付（書留郵便又は信書便に限る。）してください。

## 4. 入札までの流れ

### （1）担当部署

上記、3（2）②の提出先と同じ

### （2）入札参加資格の確認通知

提出された入札占用計画に基づき、占用入札参加資格の有無を確認し、書面をもって、（道路管理者）より通知します。

### （3）質問書

入札占用指針の内容等について質問がある場合には、書面（様式6）にて質問を受け付けます。質問書に対する回答は、県ホームページ（TOP⇒入札・調達情報⇒施設売却・貸付等）にて閲覧に供することとします。

なお、入札の公平性を確保するため、提出された入札占用計画についての個別の質問等について回答はしかねますので、ご了承ください。

#### ① 質問書の提出方法

郵送又はメールによるものとします。

#### ② 提出先

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

長崎県土木部 道路維持課 管理班 （電話 095-894-3142）

E-mail [s08130@pref.nagasaki.lg.jp](mailto:s08130@pref.nagasaki.lg.jp)

#### ③ 質問書の申込期限：令和6年4月23日（火） 午後5時まで【必着】

## 5. 入札の実施

### (1) 入札書の提出

占用入札参加資格があることの確認を受けた入札参加者は、本入札占用指針を熟覧の上、下記のとおり入札書を提出してください。以下の提出日時までに入札書（様式7）を提出しない者は、本入札に参加することができません。

#### ① 提出方法

- ア 持参又は送付（書留郵便又は信書便に限る。）してください。
- イ 入札書を持参する場合には、封かんの上、入札参加者の商号又は名称、代表者名（個人の場合は氏名）、入札占用指針件名を表記し、提出してください。  
なお、提出するに当たっては、道路管理者により占用入札参加資格があることの確認を受けた通知書（以下「占用入札参加資格確認通知」という。）を持参してください。
- ウ 送付により入札書を提出する場合は、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、占用入札参加資格確認通知と封かんした入札書を同封してください。
- エ 代理人が入札に参加する場合には、入札書に加えて、委任状（様式8）を提出してください。

#### ② 提出期限

令和6年5月7日（火） 午後5時まで【必着】

#### ③ 提出先

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

長崎県土木部 道路維持課 管理班 （電話 095-894-3142）

E-mail [s08130@pref.nagasaki.lg.jp](mailto:s08130@pref.nagasaki.lg.jp)

### (2) 入札にあたっての注意事項

- ア 入札書の住所、商号又は名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合はその代理人に記載、押印してください。
- イ 入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き替え又は撤回することはできません。
- ウ 入札者又は代理人は、本件入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできません。

### (3) 開札日時、場所

①日時 令和6年5月8日（水）午前10時

②場所 長崎県庁3階 308会議室

### (4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ア 占用入札参加資格のない者のした入札
- イ 入札占用計画に虚偽の記載をした者のした入札
- ウ 指定の時刻までに提出しなかった入札
- エ 所定の入札書によらない入札
- オ 記名、押印を欠く入札
- カ 入札者又はその代理人が1人で2枚以上の入札をした場合、そのすべての入札
- キ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札
- ク 委任状の提出がない代理人がした入札
- ケ 入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札

コ 入札金額を訂正した入札

サ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札

#### (5) 入札の延期等

入札者（代理人が入札する場合にあっては代理人。以下同じ。）が連合し又は不穩の挙動をするなどの場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し又はこれを取り止めることがあります。

#### (6) 開札

開札は、入札者を立ち合わせて行います。やむを得ず入札者以外の者を立ち合わせる場合には、委任状（様式8）を提出してください。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行います。

① 入札者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできません。

② 入札者は、開札場に入場した後においては、入札関係職員がやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することはできません。

③ 開札をした場合において、入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上の入札がないときは、再度の入札を行います。この場合において、入札者は道路管理者が定める時刻までに再度の入札書を提出してください。ただし、開札に立ち会わなかった者は再度の入札に参加することはできません。

#### (7) 落札者の決定方法

① 有効な入札を行った者のうち、入札占用指針に定められた占用料単価の最低額以上であり、かつ、最も高い占用料単価の額をもって入札額として申し出た者を落札者と決定します。

② 落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、道路管理者は、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定いたします。

③ 当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

#### (8) 落札者決定の通知、公表

落札者を決定したときは、落札者に対し、道路の占用の場所、落札額、入札占用計画の認定予定日を通知します。また、県ホームページ（TOP⇒入札・調達情報⇒施設売却・貸付等）に入札の実施結果を公表します。

#### (9) 落札者決定の取消し

無効の入札を行った者を落札者としていた場合、落札者が落札者決定後の手続を辞退した場合には、落札者決定を取り消します。

### 6. 入札占用計画の認定

#### (1) 認定の公示及び通知

落札者が提出した入札占用計画を認定した場合、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、道路の占用の場所及び認定を受けた入札占用計画（以下「認定入札占用計画」という。）の提出者（個人の場合は「個人」とします。）等について、事務所に備え付けるとともに、県ホームページ（TOP⇒入札・調達情報⇒施設売却・貸付等）に掲載します。また、落札者に対しては、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、占用許可申請の手続に関する留意事項等を通知します。

なお、警察署との協議の結果等を踏まえ、入札占用計画を認定するにあたってその内容の

修正を求めることがあります。

## (2) 認定入札占用計画の変更

災害等による道路状況の変化により入札対象施設等の構造を変更する場合、景況による需要の変化により占用の期間を短縮する場合等、真にやむを得ない事情により、認定入札占用計画を変更する必要がある場合には、変更の認定を受ける必要があります。

また、周辺の交通実態等について当初予想されなかった変化があり、警察から認定入札占用計画の変更を求められた場合に、当該計画の変更を求めることがあります。

## (3) 認定の取消

認定入札占用計画の提出者（以下「認定計画提出者」という。）に占用入札参加資格がないことが明らかになった場合、認定計画提出者が無効の入札を行ったことが明らかになった場合、その他認定計画提出者が詐偽その他不正な手段により認定を受けたと認められる場合には、当該認定を取り消します。

また、道路の管理上の事由その他公益上やむを得ない必要が生じた場合は、認定を取り消すことがあります。

# 7. 道路の占用の許可

## (1) 占用許可申請手続

認定計画提出者は、当該計画に基づき、次の関係書類を添えて、下記の窓口へ占用許可申請を行ってください。

### ① 申請窓口

〒852-8134 長崎県長崎市大橋町 11-1

長崎振興局 建設部 管理課 （電話 095-844-2183）

### ② 申請書類

ア 道路占用許可申請書

イ 認定された入札占用計画

ウ 入札占用計画認定通知（写し）

エ その他道路管理者が必要であると認める書類

### ③ 申請期限

ア 占用許可申請は、令和6年5月16日（木）までに行ってください。

イ 特段の理由無く、占用許可の申請手続が行われない場合は、入札占用計画の認定を取り消す場合があります。

## (2) 占用許可の条件

対象物件や占用の場所に応じ、一般条件のほか、入札対象物件ごとに道路法行令及び関連通達に基づく条件等を記載。なお、占用許可の条件に違反した場合は、占用許可を取り消すことがあります。

## (3) 占用許可の期間

認定した入札占用計画に記載された期間中、占用を認めます。

## (4) 占用料の支払方法

占用料は、別途送付される納入通知書により指定された期日までに納付してください。

## 8. その他

- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとしします。
- (2) 入札占有計画の作成、提出等に要する費用は、提出者の負担としします。
- (3) 提出された入札占有計画の内容変更、差し替え及び再提出は認めません。ただし、道路管理者から補正指示等を行う場合はこの限りではありません。
- (4) 提出された入札占有計画について、提出者に無断で二次的な使用をすることはありません。ただし、占有入札参加資格の確認のため、提出された書類及び個人情報について、警察に提供することがあります。
- (5) 認定した入札占有計画の内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては開示対象となる場合があります。
- (6) 入札占有計画は、原則として返却 f しません。